

広島県警察の組織に関する規則及び警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月28日

広島県公安委員会

委員長 西 川 正 洋

広島県公安委員会規則第8号

広島県警察の組織に関する規則及び警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

(広島県警察の組織に関する規則の一部改正)

第1条 広島県警察の組織に関する規則(昭和37年広島県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「安全安心推進課」を「人身安全対策課」に改める。

第13条の3第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 犯罪の予防一般に関すること(他の所掌に属するものを除く。)
- (3) 地域安全に関する調査、企画及び指導に関すること。
- (4) 「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例(平成14年広島県条例第48号)に関すること。

第13条の3中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第13条の4の見出し中「安全安心推進課」を「人身安全対策課」に改め、同条中「安全安心推進課」を「人身安全対策課」に改め、同条第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 行方不明者発見活動に関すること。
- (2) 酩酊者、迷子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。
- (3) ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)に関すること。

第13条の4中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)に関すること。

第34条の4を第34条の5とし、第34条の3を第34条の4とし、第34条の2の次に次の1条を加える。

(財務局長)

第34条の3 総務部に財務局長を置く。

- 2 財務局長には、一般職員をもつて充てる。
- 3 財務局長は、上司の命を受け、会計課、施設課及び装備課の所掌する事務を掌理する。
- 4 財務局長は、上司の命を受け、財務に関する事務を総括的に整理する。

(警察職員の定員の配分に関する規則の一部改正)

第2条 警察職員の定員の配分に関する規則（昭和35年広島県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区 分	警 察 官						警察官 以外の 職 員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡 査	計		
警察本部	87	157	477	406	376	1,503	335	1,838
警 察 署	65	176	1,034	1,157	1,234	3,666	185	3,851
計	152	333	1,511	1,563	1,610	5,169	520	5,689

第3条 警察職員の定員の配分に関する規則の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区 分	警 察 官						警察官 以外の 職 員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡 査	計		
警察本部	87	157	482	419	338	1,483	335	1,818
警 察 署	65	176	1,029	1,144	1,272	3,686	185	3,871
計	152	333	1,511	1,563	1,610	5,169	520	5,689

附 則

この公安委員会規則は、平成28年4月15日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。